

## 石油製品の高騰から暮らしと営業を守る要望意見書

石油製品価格は、2004年初頭にくらべて全国平均でガソリンが5割高、軽油が6割高、灯油・重油が2倍越などと軒並み大幅上昇しています。ハウス栽培農家、バス・トラック運送業者、漁業・水産関係業者、ガソリンスタンド、銭湯、クリーニング店、福祉施設などから、「これでは経営が立ち行かない」と悲痛な声が上がっています。

住民生活にも重大な影響がでています。ガソリン代の高騰に加え、暖房用の灯油の値上がりは、暮らしを直撃しています。

原油価格高騰の影響は、原材料費や穀物価格の高騰ともあいまって、パン・即席めん・味噌・ビール・豆腐など、食料品から日常生活用品にいたるまで価格上昇を招き、消費者物価全般へ波及しつつあります。

食料とエネルギーという人類の生存と経済社会の基盤を「市場原理」、「マネーゲーム」に任せるわけにはいきません。今こそ、国際的な投機を規制するルールの確立とエネルギーの安定供給に向け全力を傾けるべきときです。

この間、政府や自治体は、低所得者への福祉灯油の実施や農業、漁業、中小業者などへの金融対策面の支援などを実施してきましたが、いまだ不十分です。

よって、石油製品の高騰から暮らしと営業を守るために、以下の対策を求めます。

### 記

- 1 原油価格高騰の沈静化に向け、大手元請企業への値下げ指導、中小業者、農林漁業者、銭湯、クリーニング店などへの緊急融資支援の拡充や緊急の減免税措置など、あらゆる方策をとること。農業用機械や洋上で使用する漁業用ガソリン税を免税とすること。
- 2 福祉灯油を実施している自治体に対する国の支援の対象に、生活保護世帯も含まれることについては、いまだ周知が不十分であり、周知を徹底すること。
- 3 福祉施設、共同作業所に対しても福祉灯油に準じた支援を行うこと。

- 4 離島での石油製品高騰は群を抜いており、価格差縮小のため、メーカーなどへの引き下げ要請を強めること。
- 5 中小企業、農林漁業水産業者に対する相談窓口の充実、いっそうの金融支援、適正な下請取引など、手厚い支援策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2008年3月14日

名 寄 市 議 会